

計画の推進に向けて

総合相談支援体制の整備

身近な地域で、総合的に相談支援が受けられることは、地域に暮らす人々にとって最も重要であり、保健と福祉の連携のもと、限られたスペースや施設を最大限有効に活用し、これらに応えられるような組織を整備します。

また、様々な生活課題に迅速に対応できるよう、保健福祉関連以外の部署との連携体制も構築します。

介護予防など健康づくり体制の強化

区の重要施策である介護予防の推進は、介護保険制度の円滑な運営や高齢者の健康づくりに欠かせないものです。

これまで保健や福祉それぞれの所管で介護予防事業を展開してきましたが、介護保険制度の改正による地域支援事業の創設に伴い、これらの事業を再編し総合的に展開します。

さらに、民間事業者をはじめ地域で活動されている団体等との協働により、介護予防の地域展開を目指します。

民間事業者支援・指導体制の整備

認知症高齢者グループホームをはじめ、地域密着型サービスの事業者指定及び指導・監督が区の役割となります。

参入にあたっての手続きから運営開始後の助言・指導、また外部評価を通じ、適正なサービス提供がされるための支援について、一貫して対応できる体制を構築します。

社会福祉協議会との連携

地域包括支援センターの設置により、高齢者の虐待防止をはじめとする権利擁護への取組みが強化されます。

これまで中心的役割を担ってきた福祉サービス権利擁護支援室『サポートとしま』との連携を図り、相談支援体制などの地域ネットワークの構築を推進します。

計画の進行管理

今回の改定に伴い策定する『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』は、平成17年3月に策定した地域保健福祉計画と一体化し、豊島区の保健福祉に係る総合的な計画となります。

進行管理については、区民をはじめ事業者、関係機関の方々からなる検討の場を設けるとともに、分野ごとに専門委員により構成する部会を設置し、重層的に行ないます。

また、今後の計画改定時における実態調査や意向調査、ワークショップ等の実施にあたっては、地域の活動団体などとの協働、住民参加を積極的に推進していきます。